

千葉市民生委員・児童委員の活動費支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、民生委員・児童委員（以下「民生委員」という。）及び地区民生委員児童委員協議会会長（以下「会長」）に対し、活動に伴う実費弁償として活動費を支給することに關し、必要な事項を定めるものとする。

(活動費)

第2条 この要綱による活動費は、次に定めるものとする。

民生委員法及び児童福祉法により想定される民生委員活動に対する実費弁償及び本市独自事業に基づく民生委員活動に対する実費弁償並びに地区又は区域全般に係る会長の連絡調整業務に対する実費弁償

(支給対象者)

第3条 活動費の支給対象者は、支給月の前月末までに民生委員又は会長の職にある者及び支給対象期間中に当該職を退任又は死亡した者とする。

(支給基準)

第4条 活動費の支給基準は、次の各号のとおりとする。

- (1) 4月1日又は10月1日において、民生委員又は会長の職にある者
- (2) 委嘱日が各月の1日付の民生委員の支給開始月は、委嘱された月からとする。
- (3) 委嘱日が前号以外の日付の民生委員の支給開始月は、委嘱された翌月からとする。
- (4) 退任又は死亡した民生委員の支給終了月は、退任又は死亡した月とする。
- (5) 会長の支給開始月は、会長職への就任月とし、会長の支給終了月は、会長職の辞任月とする。

ただし、月の途中において、民生委員と会長の支給区分の変更があった場合は、その月の1日における区分で計算した額を支給するものとする。

(支給額)

第5条 活動費の支給額は、次に定めるものとする。

- (1) 民生委員活動費 114,660円/年
- (2) 会長活動費 149,980円/年（35,320円/年を会長分として加算）

(支給月及び計算方法)

第6条 活動費は、4月から9月までの上期分を10月に、10月から3月までの下期分を4月に支給するものとする。

2 活動費の計算方法は、次のとおりとする。

支給額 = 活動費 ÷ 12月 × 月数

ただし、半期において、会長と民生委員の支給区分の変更があった場合については、その支給区分ごとに計算した額を支給するものとする。

3 活動費の支給額に端数が生じた場合は、1円単位を切り上げるものとする。

(口座振込依頼書)

第7条 民生委員に委嘱された者は、活動費の支給に要する金融機関の口座を口座振込依頼書により指定し、該当する区の保健福祉センター高齢障害支援課に提出しなければならない。

2 前項で提出した口座振込依頼書の内容に変更が生じた場合は、速やかに該当する区の保健福祉センター高齢障害支援課に、口座振込依頼書を提出しなければならない。

(遺族への支給)

第8条 民生委員又は会長が死亡した場合における遺族への活動費の支給については、別に定める。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、保健福祉局長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。